

畜産会

経営情報

NO. 417
令和6年8月20日公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association〒101-0021
東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2デーアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890 URL <https://jlia.lin.gr.jp>

主な記事

1 畜産学習室

**畜産特別資金借受者への経営改善指導(第26回)
～長野県における畜産特別資金借受者への取り組み～**
(一社) 長野県畜産会 大川 康博

2 畜特資金情報

**令和5年度上期における畜産特別資金等借入者の
計画達成に係る実績点検結果の概要について①**
(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

3 お知らせ

各種交付金単価の公表について

1 畜産学習室

**畜産特別資金借受者への経営改善指導(第26回)
～長野県における畜産特別資金借受者への取り組み～**

(一社) 長野県畜産会 大川 康博

はじめに

畜特資金は、既存負債を長期・低利に借り替え、償還負担の軽減により経営改善・安定化を図る融資制度です。第3者にはなかなか伝え難い“借入者の返済能力・信用”という目に見えないモノを「経営改善計画」、「融資機関支援計画」という形で可視化し、経営指導により実現性を高め、さらに保証の付加によりリスクを軽減するとした仕組みは、金銭的信用力が乏しい経営にも融資機関が融資しやすいよう配慮されている点が画期的な制度です。

このたび本稿の執筆に際し、規程や資料等

を読み返し、制度としての完成度の高さに改めて敬服するとともに、この制度の核となる借入者の「信用」を、畜産会の業務が担保しているという重要性を改めて実感した次第です。

本制度は全国同一の規程に基づいて執行されていますが、県ごとに取り巻く状況は異なるため、運用の仕方にはいろいろと違いがあると聞いています。今回は当県での運用実態について紹介しますが、まだ課題もあり決して完成した手法とはいえませんが、ひとつの参考として捉えていただければ幸いです。

長野県の借入状況

令和6年時点での借入者は9件（酪農4件、肉用牛3件、養豚2件）うち、7件は平成22年以前の借入者で、今後数年のうちにその多くが完済を迎えます。近年の新規貸付は平成29年に「特別支援資金（新）」1件（酪農）、令和2年に「特別支援資金（改）」1件（養豚）と、従来ほどの申請はありません。

潜在的な需要がないとは思いませんが、飼料費の高値安定化など畜産経営を取り巻く状況は厳しく、合理的な改善計画策定が従来よりもさらに難しくなっていることは、申請に至らない要因のひとつと考えています。

融資機関

他県では普通銀行が融資機関になっている事例も伺っていますが、当県では過去に貸付実行された生産者を含め、全てJAで、（うち肉用牛1件、養豚2件は、いわゆる“商系生産者”）それ以外の金融機関（普通銀行や信用金庫、信用組合等）はありませんでした。

実施要綱上は「農協」、「農協連」、「農林中金」のほか、都道府県知事が指定した銀行信用金庫および信用協同組合とされ、当県では申請があれば検討する方針であり、JA以外の融資機関を除外しているわけではありませんが、貸付と一体的な指導体制がとれる機関として結果的にJAだけとなっているようです。

なお、利子補給は中央畜産会、県および借入者の居住市町村からそれぞれの資金で決められた利子補給交付要綱に基づいて交付されます。

借入手続き

① 借入希望者の照会

新規借入に加え、借入者の条件変更（途中据え置き、償還期間等の変更）については、毎年5月および11月の貸付に先立ち、県園芸畜産課から出先機関（地域振興局農業農村支援センター）を通じて、4～5ヵ月前のタイミングで各JAへ照会されます。

② 照会時の留意点

（承認までの期間）

特に新規の場合は、県段階の審査に加え中央畜産会ほか中央協議会による事前ヒアリングおよび機構理事長への協議が必要となるため、計画作成指導等の推進にあたっては、これらを考慮して関係者には早めの準備を指示するよう留意しています。

（他行との連携）

当県のとある融資機関では改善計画承認後、途中据え置きをとるため改めて見直し計画の変更を申請した際に、審査委員会から承認の附帯条件として畜特資金以外の負債も同調した対応（償還の猶予）が付加されたことがありました。資金対応としては非常に合理的な指示であった一方、JA以外の負債も存在していたことから、同JA融資担当は他行とのバンクミーティング等調整に大変腐心され、最終的には県協議会も含めて検討会を開催し合意形成に至った経緯がありました。どの負債を対象とするかは、このような事態も想定のうち十分検討する必要があることは、今後の教訓となりました。

（指導体制）

借入者がいわゆる“商系生産者”の場合、営農部門の技術員がいない場合はもちろん、いる場合でも、組織の制約上、指導を実施し難い場合があるためどのように管理・指導し

ていくかをあらかじめ調整するよう留意しています。

③ 経営改善計画の審査

経営改善計画の県知事承認にあたっては、県園芸畜産課が審査委員会を開催し内容の審査を行ったうえで承認しています。委員の構成は設置要領の定めにより「県園芸畜産課」、「県農業技術課」、「県農村振興課」、「JA 中央会」、「全農県本部」、「信連」、「農信基」、「日本政策金融公庫」、「畜産会」とされ、計画の適否は委員全員の賛同をもって決し、委員会自体は必要に応じて開催するとされています。

協議会」は、当県では「長野県畜産経営改善推進協議会」（以下、「県協議会」という）の名称で設置し、畜産会を事務局とし、「県園芸畜産課」、「県農業技術課」、「JA 中央会」、「全農県本部」、「信連」、「農信基」と、審査委員会の構成とほぼ同じ組織構成です（図1、写真1）。



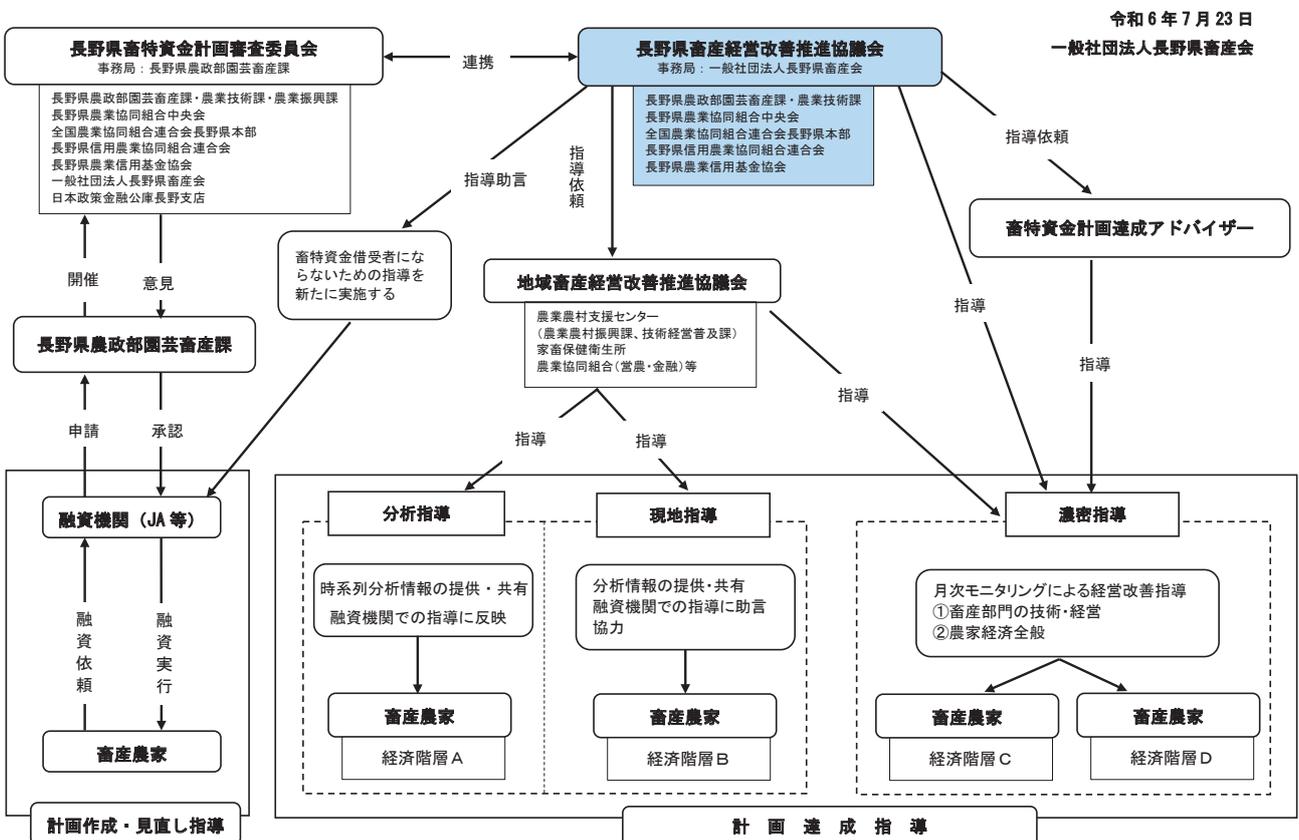
(写真1) 経営改善推進協議会の様子

経営指導

① 都道府県支援協議会

実施要綱に既定されている「都道府県支援

(図1) 畜産特別資金等推進指導事業フローチャート



② 経営改善指導体制

経営指導にあたっては、当県では地域支援機関（地域振興局・家保・融資機関等）を便宜上『地域支援協議会』と位置づけ、経営状況を階層別に区分し、県・地域両協議会で分担して対応する体制をとっており、さらに必要に応じて県職や他組織のOB等学識経験者を「畜特資金計画達成アドバイザー」として委嘱し、指導メンバーに加わっていただいています。なお、アドバイザーは本会職員ではないため新たに委嘱要領を設けるとともに、雇用条件等を改めて提示し、畜特資金等推進指導事業の中で係る旅費や賃金の支出根拠を明確にしています。

③ 指導区分

資金借入者指導にあたっては、前年度の償還財源確保状況により経済階層別に区分し、区分に応じて「経営分析に基づく指導」（以下、「分析指導」という）、「現地指導」、「濃密指導」に分類し、経済階層ごとの区分を原則としながら、最終的には融資機関の意向により指導区分を決定しています（表1）。

従来、指導対象の選定は、事業担当者の主観で決定していました。その過程では借入者

の経営状況、人間性、農協担当者の意向、関係機関との関係性等を総合的に判断したもので、評価できる部分があった一方で客観性に欠けるということが課題でした。

そこで現在は、補助事業として対応している以上は客観的な根拠は必要との考えから、誰でも妥当な判断ができるような基準を設けるとともに、最終判断はJAの判断を優先するとの方針で選定しています。

また、指導を実施するにあたっての借入者の経営情報については、経営改善計画の見直し期間中はその作成過程において関係者間での情報共有はできていましたが、終了後は必要な情報共有ができていないことが課題となっていました。そこで現在は、要領上各県が独自手法で作成すると既定されている「時系列分析」は、中央畜産会の様式を踏襲して改めて作成し、さらに「実績点検（進捗状況）表」やその他収集した情報はあらかじめ生産者に了承いただいたうえで、支援関係者間で共有する方針を進めています。

（筆者：（一社）長野県畜産会 経営支援課 課長／総括畜産コンサルタント）

（表1）経済階層による指導区分

経済階層区分	A	B	C	D
指導区分	分析指導	現地指導	濃密指導	
対応内容	・時系列分析の共有 ・融資機関指導への反映	・時系列分析の共有 ・必要に応じた融資機関指導への協力	・時系列分析の共有 ・地域支援機関と協同のうえ指導を実施	
対応機関	・融資機関 ・地域支援機関 （農業農村支援センター、家畜保健衛生所）		・融資機関 ・地域支援機関 （農業農村支援センター、家畜保健衛生所） ・県支援協議会 （畜産会、農業技術課、JA中央会ほか）	

●中央畜産会からのお知らせ●

農場HACCP様式集

—令和6年度版—

A4判183ページ CD-ROM付き



価格：4,950円(税込・送料別)

家畜伝染病の予防と畜産物の安全の確保は、畜産物の生産を行う上で極めて重要な課題です。

中央畜産会は、農場HACCPに取り組む関係者の養成を図るため、農場での構築指導を担う農業指導員を養成する農場指導員養成研修を実施し、令和6年3月までの受講者は4,726名となっています。

また、令和6年4月時点では460農場が農場HACCP認証を取得しており、これまでの認証取得支援および認証審査を通じて多くのノウハウが蓄積されてきました。

そして今般、農場HACCP認証基準の一部改正（令和4年7月）やこれまでに蓄積されたノウハウを通じ、農場HACCPの文書・記録に関する様式集を改訂しました。

本書は、これから農場HACCPの構築を目指す畜産農場等関係者の皆さまの参考としてご活用いただける1冊です。

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部（情報）〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2ディーアイシービル 9階
TEL：03-6206-0846 FAX：03-5289-0890 Email：book@jlia.jp

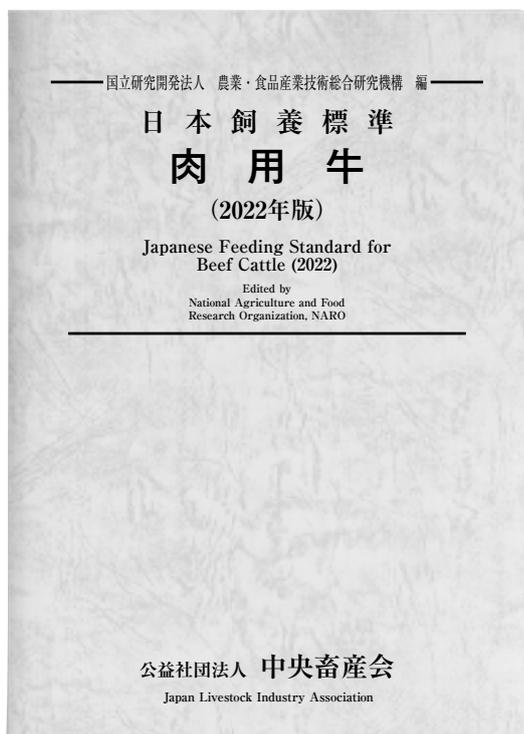
●中央畜産会からのお知らせ●

日本飼養標準・肉用牛 — (2022年版) —

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判304ページ 養分要求量算出・飼料設計診断プログラム付き

価格：定価4,400円(税込・送料別)



日本飼養標準は、わが国で飼養されている家畜・家禽の成長過程や生産性などに応じた適正な養分要求量を示したもので、わが国における家畜飼養管理の基本であり、生産現場をはじめ行政、普及、教育等の分野で幅広く活用されています。

「日本飼養標準・肉用牛」は前回改訂された2008年以降、国内外での新たな研究成果が得られ、畜産物需要の拡大に対応するため増頭・増産、牛肉の輸出拡大を反映した肉用牛の新たな飼養管理システムが模索されています。また、輸入飼料価格の高騰に伴い、飼料自給率向上への取り組みが一層求められています。

今般、これらの情勢の変化に対応するために「日本飼養標準・肉用牛」を14年ぶりに改訂しました。肉用牛経営者や支援・指導者必携の1冊です。

改訂の主な内容

- 肥育終了時体重の大型化に対応したエネルギーや蛋白質の養分要求量の見直し
- 現在の牛に対応した乾物摂取量推定式の見直し
- 自給飼料の利用拡大を図るために、肥育経営における自給粗飼料、自給濃厚飼料および製造副産物の飼料利用に関する解説の拡充
- 環境負荷物質の低減を考慮し、ふん尿、窒素および無機物排せつ量の低減やメタン抑制に関する解説の充実
- 肉用牛生産の低コスト化に向け肥育期間短縮に関する解説
- 放牧牛の養分要求量の基礎的知見の見直し
- 技術的な変化が著しい哺育期の飼養管理について新たな知見の紹介
- 養分要求量の計算ソフトと飼料成分表のバージョンアップ

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9階
TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

2 畜特資金情報

令和5年度上期における畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果の概要について①

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

1 本点検の概要

- (1) 本実績点検は、畜産特別資金融通事業実施要領の規定に基づき、畜産特別資金等借入者の経営改善計画に対する令和5年度上期（1月～6月）の達成状況を把握し、その後の経営改善指導につなげることを目的に道府県畜産協会等が実施しているものです。
- (2) この点検結果について、22道府県畜産協会等からの報告365戸【畜産特別資金〔経営改善支援資金、特別支援資金、特別支援（新）資金、改善緊急支援資金、特別支援（改）資金〕、畜産経営維持緊急支援資金（以下、「緊急支援資金」という）】に基づき取りまとめを行いました。

2 集計・取りまとめ方法

- (1) 道府県畜産協会等から報告されたデータ「実績点検集計表」を集計システムソフトにより、畜産特別資金および緊急支援資金ごとに大家畜【酪農、肉用牛〔肉専繁殖、肉専肥育、乳用肥育、哺育育成〕、養豚【一貫、肥育】】のデータ集計表を作成しました。
- (2) (1)のデータ集計表を酪農、肉用牛、養豚ごとに集計し、計画に対する進捗状況について取りまとめを行いました。その取りまとめ結果の概要は3のとおりです。

- (3) 実績点検結果の集計に当たって、報告のあった中で実績等が未入力で年間計画と比較できない調査農家等については集計に反映できませんでした。

3 結果概要

【令和5年度上半期における畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果要旨】

- 酪農経営の上半期実績について、全国計（一戸当たり）では畜産部門収入が年間計画の50%を下回り、畜産部門支出も年間計画の50%を下回っています。償還財源は年間計画の50%を確保されていない状況です。飼料、資材の高騰の影響や酪農情勢の急速な悪化に伴う減産により生乳生産量が減少したことなどが要因です。
- 肉用牛経営の上半期実績について、全国計（一戸当たり）では畜産部門収入が年間計画の50%を上回っているものの、畜産部門支出も年間計画の50%を上回っています。償還財源は年間計画の50%を確保されていない状況です。飼料等の資材価格高騰の影響を受けているなどが要因です。
- 養豚経営の上半期実績について、全国計（一戸当たり）では畜産部門収入が年間計画の50%を上回っているものの、畜産部門支出が年間計画の50%を大幅

に上回ったことから、償還財源は年間計画の50%を確保されていない状況です。飼料代等物価高騰や疾病により事故が多発したことなどが要因です。

(1) 酪農経営

ア 計画に対する進捗状況

- ① 報告があった農家数123戸の戸当たりの実績は、飼養頭数は92.1頭（計画対比99.5%）で、畜産部門収入は37,925千円（同45.3%）、畜産部門支出は38,222千円（同49.1%）、家計費は2,749千円（同54.8%）となり、償還財源は453千円（同12.4%）となっています。
- ② 北海道の戸当たりの実績は、飼養頭数は145.2頭（計画対比99.8%）で、畜産部門収入は57,826千円（同44.6%）、畜産部門支出は62,538千円（同48.8%）、家計費は4,198千円（同54.3%）となり、償還財源は▲1,880千円となっています。
- ③ 一方、府県の戸当たりの実績は、飼養頭数は63.2頭（計画対比99.2%）で、畜産部門収入は27,093千円（同46.2%）、畜産部門支出は24,987千円（同

49.5%）、家計費は1,927千円（同56.2%）となり、償還財源は1,739千円（同30.1%）となっています。

- ④ 全国の償還財源の進捗率は、25%以下の農家が54戸（43.9%）、25～50%未満が21戸（17.1%）、50%以上が48戸（39.0%）となっています。

イ 計画に対して進んでいない要因等（主な事例：以下同じ）

〔畜産部門収入〕

- ① 生産量の減少や販売単価の低下により減収
 - ・飼養頭数の調整による生乳生産量の減少により減収
 - ・和牛子牛、スモールの販売価格下落により減収
 - ・乾乳が多く、搾乳牛が減少しており生産量が減少したことにより減収
 - ・酪農情勢の急速な悪化に伴う減産を実施するために牛群中より比較的の不採算と思われる乳牛を淘汰してきた影響で減収
 - ・体調不良が続き、TMR（餌）給餌時間と搾乳作業の時間にもバラツキがあり乳量が減少
 - ・生乳生産抑制および個体販売の単価

(表1) 酪農経営の資金別計画達成の進捗状況（戸当たり）

(単位：千円、%)

区分	資金名	集計戸数	飼養頭数		畜産部門収入		畜産部門支出		家計費		償還財源	
			(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比
北海道	畜産特別資金	43	145.2	99.8	57,826	44.6	62,538	48.8	4,198	54.3	▲1,880	-
	緊急支援資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	43	145.2	99.8	57,826	44.6	62,538	48.8	4,198	54.3	▲1,880	-
府県	畜産特別資金	43	70.1	95.7	31,640	45.4	29,774	50.5	2,041	58.1	2,395	29.1
	緊急支援資金	37	55.1	105.1	21,661	47.6	19,269	47.8	1,662	53.4	933	33.8
	計	80	63.2	99.2	27,093	46.2	24,987	49.5	1,927	56.2	1,739	30.1
計	畜産特別資金	86	107.6	98.4	44,733	44.9	46,156	49.3	3,181	55.5	257	6.3
	緊急支援資金	37	55.1	105.1	21,661	47.6	19,269	47.8	1,662	53.4	933	33.8
	計	123	92.1	99.5	37,925	45.3	38,222	49.1	2,749	54.8	453	12.4

下落による減収

- ・粗飼料中心のため栄養の偏りによるものなのか乳量が減少
- ・本人が術後の療養で牛舎作業ができなかったため乳量が減少
- ・減産対策として給餌方法の見直しを行ったことから乳量が減少

② 疾病、事故等による、飼養頭数、生乳生産量の減少

- ・下痢が続く経産牛からサルモネラ菌が検出され、沈静化するまでの期間、外部導入を控えたため経産牛頭数が減少
- ・配合飼料を変更し飼料費の削減を図ったが、思った以上に牛にストレスがかかり乳房炎が多発したことから減収
- ・前年のブラックアウトの影響により乳房炎が多発し、泌乳期間中の回復とならず、乳量が減少
- ・一部乳房炎の発生等があったことにより乳量が減少
- ・事故により経産牛が減少したことから減収
- ・種付が悪く繁殖率の低下により乳量が減少

③ 自給飼料生産の減少等

- ・後継者の経験が浅く飼養管理および牧草作業に影響

〔畜産部門支出〕

- ・飼料代高騰と作業機の支払ローンの影響により畜産部門支出が増加
- ・新型コロナやウクライナ情勢など経済環境の変化により飼料代を中心とした畜産経費が増加

ウ 地域で実施した指導と今後の対応

① 経営・資金管理等の指導

- ・飼料価格高騰の折、経営分析に基づ

き、飼料費の低減を指導

- ・搾乳ロボットが稼働から10年以上経過し、故障が多く維持費がかかっていることから、機械更新が必要となるが慎重な対応を指導
- ・経営改善に向けた取り組み状況および定期的な原因分析、指導方針等を3ヵ月に一度、債務者、各関係機関と協議するよう指導

- ・融資機関では毎月、借入者と営農指導担当合わせて三者で経営状況について情報を共有するよう指導

- ・自分の体調にあった頭数規模や作業を検討するよう指導

- ・農家支援対象先として、年間計画に沿った経営改善の指導

② 飼養技術・管理等の指導

- ・暑熱ダメージの蓄積が今後影響しないように、日ごろの管理を徹底するよう指導

- ・分娩後100日経過してもBCSが回復していない牛が見られるため、飼料給与量を見直し、低コストの粗飼料を多くするよう指導

- ・需要期に乳量確保ができているので夏場の乳量が低下しないように管理を指導

- ・発情の見逃しなどを防ぐために牛の観察と牛舎環境の改善を徹底するよう指導

- ・牛舎の飼育環境改善を重点的に指導

- ・乳検データを基にした指導巡回を毎月実施し、個体管理の徹底を促し、乳量・乳質の向上を図るよう指導

- ・ミルクカー等搾乳機器が古いことも原因になっている可能性があるため、様子を見るよう指導

- ・スクリーニング検査とBVD-MD検

査を実施し飼養牛の状態確認をするよう指導

③ 疾病、事故低減対策等の指導

- ・牛舎内の換気や清潔な水を確保して、牛の調子を整えるよう指導
- ・乾乳牛の管理が大事なので、乾乳牛舎や別管理により周産期病の予防を指導
- ・繁殖管理台帳を活用し、分娩間隔の長期化を防ぎ事故率の軽減を図るよう指導
- ・今後搾乳頭数を増やしていくために分娩事故を起こさないよう指導

④ 自給飼料の確保等の指導

- ・収穫適期の降雨により1番草の収穫が8月にずれ込んだことで作業が遅れたため、適期収穫を指導
- ・耕作放棄地利用の飼料作物面積拡大を指導

エ 県協議会の指導・支援事項

① 経営・資金管理等の指導

- ・毎日使用する機械の更新は必要なことから修繕、交換等含めた改善計画を農協と相談するよう指導
- ・牛舎を改修し続けるか、敷地内に新たに牛舎を建てるか、廃業した農家の牛舎に移転するか、本人家族も含めて検討するよう指導
- ・飼料高騰に対する支援、飼料購入支援等があることから、農協や役場に相談するよう指導
- ・畜産コンサルタント診断指導を実施し、課題の抽出、改善策の検討に努めるよう指導
- ・地域単位での指導を継続し、経営悪化の際は早急に協議会に連絡するよう指導

② 飼養技術・管理等の指導

- ・蹄を切ることが治す方法であり、削蹄師の変更を検討するよう指導
- ・体細胞数について、ミルクカーの圧力が強すぎる可能性や、ライナーの劣化の影響も考えられるので、定期的に点検・整備するよう指導
- ・牛舎の奥の方の匂いがきついで、換気口を塞がず、換気をするよう指導
- ・個体管理のため牛検に加入することを検討するよう指導
- ・搾乳作業を1ヵ所にまとめ、労力の軽減を図るよう指導
- ・乳飼比が高いため、飼料給与量の見直しを検討するよう指導

③ 疾病、事故低減対策等の指導

- ・乳房炎に強い遺伝子をもつ牛がいるため、後継牛の選定方法の一つとして検討するよう指導
- ・老朽化した牛舎なので、牛の事故に注意するよう指導

④ 自給飼料の確保等の指導

- ・適期播種・適期収穫ができるよう引き続き関係機関と一体となって現地確認および経営検討会を行うよう指導
- ・飼料価格の高騰で乳飼比が高くなっているため、良質粗飼料を増やすよう指導
- ・粗飼料の成分検査を数年していないため、検査を受けてみるよう指導

—つづく—

問い合わせ先

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

担当：富永

TEL：03-6206-0833

FAX：03-5289-0890

かちくえいせい
令和6年度 家畜衛生
ポスターデザインコンテスト



テーマ



だいぼしゅう
大募集



ぶたねつ かんせんぼうし
アフリカ豚熱感染防止

こくないがい かんこうきゃくとう む ぶたねつかんせんぼうし きょうりょくいしき たか ぼしゅう
 国内外からの観光客等に向けた、アフリカ豚熱感染防止への協力意識を高めるデザインのポスターを募集します

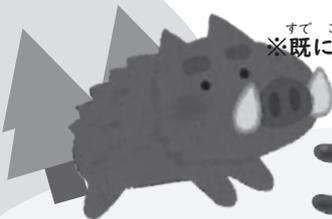
ぶたねつ
アフリカ豚熱とは



ぶた かんせん かんせんりつ しぼうりつ たか びょうき
 イノシシや豚が感染する感染率や死亡率が高い病気です。
 特にイノシシへの感染は、豚への感染源となるため、
 みんなで対策をしていく必要があります。

- たいさくれい
 <対策例>・イノシシの呼びよせや病気への感染を防止するため、野山にごみを捨てない
 くつ かくさん ぶせ とざんぐつ つち げざん まえ お
 ・靴によるウイルス拡散を防ぐために登山靴の土は下山の前に落とす
 ぶた か しせつ ちか
 ・豚が飼われている施設へは近づかない

ほご もくてき
 ※イノシシの保護を目的とするポスターではありません。
 すで こうひょう そざいなど しやう さくひん しんざたいしやうがい
 ※既に公表されているイラスト素材等を使用した作品は審査対象外とします。



応募資格
 制限なし



募集期間
 令和6年7月16日 火 ~9月30日 月



賞
 農林水産大臣賞

中央畜産会長賞、大日本猟友会長賞、日本獣医師会長賞、日本養豚協会会長賞 他

☀️ 詳しい募集要項はこちらをご覧ください

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei_poster.html



☀️ お問い合わせ先 農林水産省動物衛生課 TEL: 03-3502-8111 (内線4583)
 E-mail: eisei_poster@maff.go.jp

※このチラシは審査員の一人である「みふねたかし先生(いらすとや)」のイラスト素材を使用しています

農林水産省

中央畜産会からのお知らせ

畜産経営者・経営指導者待望の新刊!



必読 よくわかる 「よりよい消毒」

関 令二 著

A4 サイズ 132 ページ
(一部カラーページあり)

関 令二 (せき れいじ)

1927 年生まれ。東京高等農林学校（現東京農工大学）獣医畜産学科卒。同年農林省畜産局入省、各種畜牧場勤務。

1981 年農林水産省退官後、田村製菓(株)・北里研究所客員部長を歴任。獣医学博士。

本書は、国内外の豊富な科学的研究の成果に基づき、消毒の基本的な考え方をはじめ場所や物に合わせた具体的かつ適切な消毒の実施方法について解説しています。

農場での消毒にあたり責任を持って実施する立場にある飼養衛生管理者の方々をはじめ、農場の指導にあたる獣医師、畜産技術者の方々に広くお読みいただける 1 冊です。

推薦のことは

本書が、畜産・家畜衛生分野の関係者に広く読まれることで、消毒への正しい理解につながり、日常から畜産現場で活用されることを通じて、「よりよい消毒」が実践され、家畜衛生環境の向上と家畜伝染病対策の強化につながることを強く期待している。

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長 **石川 清康 氏**

全体を通じて一貫しているのは、畜産現場での応用という視点であり、長年、消毒にかかわってこられた関先生でなければ書くことのできないユニークかつ優れた著書である。

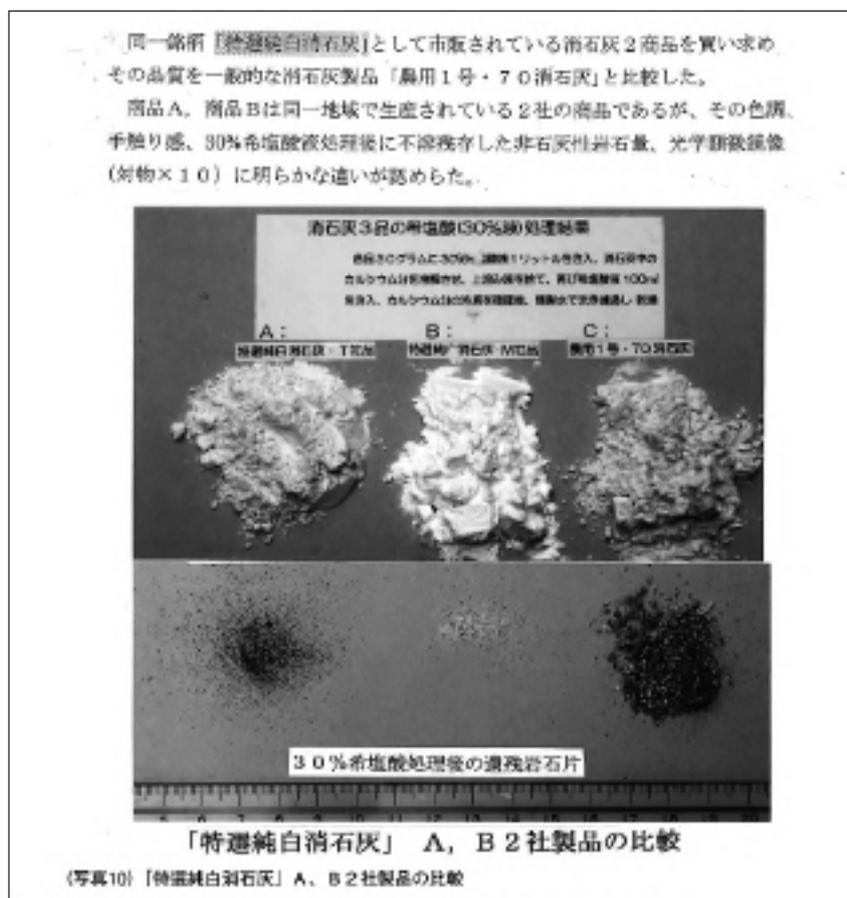
本書が、広く畜産・家畜衛生関係者に読まれ、それぞれの現場で活用され、そこからまた新しい消毒の実践技術が開発・共有され、日本の「消毒」が進歩していくことを期待している。

(一社) 食肉科学技術研究所 理事長 **川島 俊郎 氏**

必読 よくわかる「よりよい消毒」 主な内容

- ① 畜鶏舎周囲の環境改善の必要性
- ② 畜産現場における水衛生問題とその対応
- ③ 消毒の3原則、濃度・温度・時間+pH
- ④ 消毒資材としての消石灰とその効果 他

カラー写真等を交え分かりやすく解説しています!



お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2 ディアイシービル 9階

TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

畜産映像情報

がんばる! 畜産! 7



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしくて安全な畜産物を消費者の方々に届けるまでを映像で紹介します。

この映像情報を生産者の方へもとより消費者の方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。



なるほど! 畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化などあまり知られていない様々な畜産現場を紹介します。

●配信中の内容●

畜産 DX 特集 総集編 養鶏・養豚の今に迫る / 総集編 国際養鶏養豚総合展 2022 / 沖縄県牛の島、黒島の畜産の歴史 ほか

畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

●配信中の内容●

総集編 若き情熱! 全国和牛能力共進会 特別区 / コントラクターと連携 大分県高田牧場 / 総集編 いま国産の粗飼料を支える! ほか

グリーンチャンネル
でも放送中

--- 放送日 ---
毎週月～金曜日
朝7時～

「がんばる! 畜産! 7」

URL : <https://jlia.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/>

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

TEL : 03-6206-0846 FAX : 03-5289-0890



3 農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和6年4・5・6月分〕

令和6年4・5・6月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価（確定値）を表1および表2のとおり公表しました。

また、令和6年4・5・6月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払いの額については、表1の確定値により算出された交付金の額と概算払の額との差額となります。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払および確定値）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和6年4月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年5月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年6月 確定値		令和6年4月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年5月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年6月 確定値
北海道	114,288.3円 (107,497.1円)	148,112.1円 (141,321.8円)	169,165.8円	新潟県	-	-	34,393.5円
青森県	46,917.9円 (40,126.7円)	82,253.7円 (75,463.4円)	115,868.7円	富山県	-	-	15,262.2円
岩手県	36,441.9円 (29,650.7円)	71,777.7円 (64,987.4円)	105,392.7円	石川県 ^{※2}	-	-	24,087.6円
宮城県	63,761.4円 (56,970.2円)	99,097.2円 (92,306.9円)	132,712.2円	福井県	-	-	-
秋田県	68,533.2円 (61,742.0円)	103,869.0円 (97,078.7円)	137,484.0円	岐阜県 ^{※2}	-	-	-
山形県	31,564.8円 (24,773.6円)	66,900.6円 (60,110.3円)	100,515.6円	愛知県	12,593.7円 (5,802.5円)	35,070.3円 (28,280.0円)	60,416.1円
福島県	59,913.0円 (53,121.8円)	95,248.8円 (88,458.5円)	128,863.8円	三重県	13,028.4円 (6,237.2円)	35,505.0円 (28,714.7円)	60,850.8円
茨城県	62,715.6円 (55,924.4円)	100,600.2円 (93,809.9円)	131,706.9円	滋賀県	19,813.5円 (13,022.3円)	64,172.7円 (57,382.4円)	67,435.2円
栃木県	71,217.9円 (64,426.7円)	109,102.5円 (102,312.2円)	140,209.2円	京都府	56,077.2円 (49,286.0円)	100,436.4円 (93,646.1円)	103,698.9円
群馬県	91,071.9円 (84,280.7円)	128,956.5円 (122,166.2円)	160,063.2円	大阪府	32,333.4円 (25,542.2円)	76,692.6円 (69,902.3円)	79,955.1円
埼玉県	74,786.4円 (67,995.2円)	112,671.0円 (105,880.7円)	143,777.7円	兵庫県 ^{※2}	-	-	-
千葉県	57,288.6円 (50,497.4円)	95,173.2円 (88,382.9円)	126,279.9円	奈良県	54,153.0円 (47,361.8円)	98,512.2円 (91,721.9円)	101,774.7円
東京都	67,180.5円 (60,389.3円)	105,065.1円 (98,274.8円)	136,171.8円	和歌山県	4,236.3円 -	48,595.5円 (41,805.2円)	51,858.0円
神奈川県	66,602.7円 (59,811.5円)	104,487.3円 (97,697.0円)	135,594.0円	鳥取県	14,912.1円 (8,120.9円)	80,841.6円 (74,051.3円)	81,294.3円
山梨県	38,689.2円 (31,898.0円)	76,573.8円 (69,783.5円)	107,680.5円	島根県	-	16,387.2円 (9,596.9円)	16,839.9円
長野県	41,299.2円 (34,508.0円)	79,183.8円 (72,393.5円)	110,290.5円	岡山県	-	17,172.0円 (10,381.7円)	17,624.7円
静岡県	24,688.8円 (17,897.6円)	62,573.4円 (55,783.1円)	93,680.1円	広島県	-	34,634.7円 (27,844.4円)	35,087.4円

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和6年4月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年5月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年6月 確定値		令和6年4月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年5月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年6月 確定値
山口県	-	18,978.3円 (12,188.0円)	19,431.0円	長崎県	-	41,977.8円 (35,187.5円)	53,770.5円
徳島県	-	37,478.7円 (30,688.4円)	31,440.6円	熊本県	3,631.5円	54,285.3円 (47,495.0円)	66,078.0円
香川県	-	40,586.4円 (33,796.1円)	34,548.3円	大分県	-	35,170.2円 (28,379.9円)	46,962.9円
愛媛県	-	-	-	宮崎県	-	32,814.9円 (26,024.6円)	44,607.6円
高知県	-	-	-	鹿児島県	-	36,478.8円 (29,688.5円)	48,271.5円
福岡県	-	47,270.7円 (40,480.4円)	59,063.4円	沖縄県	-	-	-
佐賀県	-	46,555.2円 (39,764.9円)	58,347.9円				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価

	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和6年4月確定値 (概算払) ^{※1}	令和6年5月確定値 (概算払) ^{※1}	令和6年6月確定値
交雑種	-円 (-円)	-円 (-円)	23,265.9円
乳用種	19,021.5円 (12,178.1円)	34,847.1円 (28,314.2円)	41,036.4円

※1 表中の令和6年4月および5月の肉用牛1頭当たりの標準的生産費および肉用牛1頭当たりの交付金単価は、上段に確定値、下段()内に概算払時の公表値を表示しています。

肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額ですが、同制度による価格差補填の支払があり、肉用牛1頭当たりの標準的生産費が概算払時の公表値から変動しております。このため、肉用牛1頭当たりの交付金単価(確定値)は、同制度における価格差補填を反映した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(確定値)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額となります。

※2 ※2を付した3県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、4月分は石川県、岐阜県、兵庫県、5月分は岐阜県、兵庫県、6月分は岐阜県、兵庫県において、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和6年度第1四半期〕

令和6年4月から6月までの算出期間(令和6年度第1四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(1)の規定により算出した標準的販売価格および同(2)の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、その交付はありません。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	令和6年4月から6月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	47,160円/頭
肉豚1頭当たりの標準的生産費	42,631円/頭
肉豚1頭当たりの交付金単価 [※]	- (交付なし)

※ 肉豚1頭当たりの交付金単価は、肉豚1頭当たりの標準的生産費と肉豚1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額です。